

して用いられている例が存在することを明らかにするとともに、感情的要素を含む形容詞や形容動詞の述語文で、

文上の語によつて表わされる意味と、文外の要因との接觸点において、その文の表現を分類整理する基準を、私なりに求めてみたつもりである。このよう、感じ主の実感を述べる側面と、そういう実感を人に抱かせる物事の性質として述べる側面の関係、文上に表記されてはないうが、その文章において、読者がそれに關して述べていると読む要素と文上の要素の関係等を、前文や、修飾節をめどに整理してみると、平安時代の物語文芸の文體の研究には必要にして有効な方法だと信する次第である。

寄贈雑誌 (続)

静岡女短大研究紀要12・鹿児島大学史学科報告14・ことは34・玉裳(フエリス女子学院)1・佐賀大学人文紀要2・法政大学文学部紀要11・金沢大学国語国文2・跡見学園國語科紀要14・文芸と思想(福岡女大)28・田嶋研究9・語文研究(九大)21・短大論叢(関東学院短大)28・近世文学研究2・アカデミア(南山大)52・弘前大学国語国文学1・愛媛大紀要11・日大人文科学研究所紀要8・國語国文学研究紀要(富山県)6・駒沢国文4・文芸と批評11・国文学研究34・帝塚山大学紀要一編二輯(第一冊第二冊)

(鈴鹿工専講師)

今昔物語集本朝仏法部成立論

黒部通善

まえがき

今昔物語の説話には、他の説話集と比較して、典拠の推定がつくものや明らかなものがかなりみうけられる。

この傾向は、特に仏法部において著しい。このことは、今昔物語がその説話源としての仏典や中国の仏教説話集・日本の往生伝・靈験譚類などをとりあげるさいに、原話にかなり忠実な態度を保ち、原話の姿をとどめないような換骨奪胎を試みなかつた、ということである。この換骨奪胎ということに関する、日本靈異記と今昔物語とを比較してみると、日本靈異記は、例えば冥報記などの中国の仏教説話集の影響を明らかに受けているが、それらを完全に日本化しているために、直接の典拠関係を断定することは困難な場合が多い。それに対して、今昔物語においては、冥報記は謬誤部に多く収録されている重要な先行説話集ではあるが、そこでは換骨奪胎による翻案ということではなく、ほとんど典拠のままであると

いつてよい。このような傾向は今昔物語の全般についていえるようである。

今昔物語は、明らかに仏典や内外の説話集にその説話源を求めているものが多く、したがつてこの典拠を調査研究するということは、岡本保孝の「今昔物語出典攷」以来今昔物語研究の中心的な位置を占めてきている。ところで、このような個々の説話相互間の影響関係から進んで、次には説話集全体と今昔物語との相互関係はどうようになつてゐるのであろうか、という問題が生れてくる。つまり、先行説話集の構成とか説話の配列方法などが今昔物語にどのような影響を及ぼしているかなどといふ通用することで、今昔物語の典拠となつた説話を収録している先行説話集の全てに共通する問題ではない。し

たがつてかなり特殊な問題ではあるが、しかし、今昔物語の構成などに触れる重要な問題を提起する場合があるようである。国東文麿氏によつて明らかにされた今昔物語の構成における三宝感應要略録の影響などは、その最たるものであろう。

私が今まで本朝仏法部の主要な典拠である日本往生極樂記・法華驗記などと今昔物語との関係について二・三の小論（注）を書いたのも、結局は典拠として利用された先行説話集を通して今昔物語の成立を考えようとしたところに目的があつたのである。したがつて、本篇においては、それらの結果を含め他の巻についても概観し、本朝仏法部の成立について考察したい。

一、卷十三・十四と法華驗記

法華驗記三巻は比叡山首楞嚴院の僧鎮源により長久年間（一〇四〇—四三）に撰述せられたもので、序文によると、唐義寂の法華驗記をまねて本朝における法華經の靈驗利益譚を集めて教導の材にしようとしたものである。集めた説話は一二九話あり、それを次に示すような身分的順序にしたがつて配列している。

上巻 高僧 譚1—7

としている。法華驗記はその他巻十二・十五・十六・十七などにも若干収録されてはいるが、巻十三・十四に収録された数と比較すると僅かなものであり、したがつて法華驗記と関係のある今昔物語は、まず巻十三・十四であるということができる。

今昔物語の説話収録の態度をみると、今昔物語は法華驗記から氣のむくままに説話を抽出しているのではないようである。今昔物語には所謂二話一類様式による配列という大枠があり、また主題による類聚のみられない雜纂的な法華驗記にたいして、今昔物語はおおまかなものではあるが、次のような主題による類聚を試みているようである。

- 1 卷十三—1—41 持経者譚
- 2 ノ 42—44 追善による惡題解脱譚
- 3 ノ 9—11 (2)から(4)に至る過渡的内容。統一性なし。)
- 4 ク 12—25 前生譚
- 5 ク 26—29 法華經蔑視による惡報譚

このようなことからみても、今昔物語には明らかに法華驗記へのアプローチの方法があるようである。

註、()は法華驗記以外の素材を利用していると思われるもの、または典拠とするに疑いのものを示す。

	卷十三・十四										卷十五・十六										卷十七										計									
	今昔卷					驗記卷					上					中					下																			
	1	0	0	8	18	0	0	(1)			十一					十二					十三																			
27 (4)																																								
29 (2)	3	1	3	5	16	1	0																																	
34 (4)	0	6	8	9	7	4	0																																	
90 (10)	4	7	11	22	41	5	0																																	

中巻	無名僧譚8—40
高僧譚41—45	
下巻	無名僧譚81—83
沙弥譚94—97	
尼譚98—100	
俗男譚101—124	
畜類などの諸譚125—129	
モチーフによる類聚もみられず、右の大分類を除いては、	
細部においては、部分的に年次性・身分性を加味した配列のわずかにみられるところもあるが、全体としては、モチーフによる類聚もみられず、右の大分類を除いては、	
雜著的であるといわざるをえない。	
今昔物語卷十三・十四（巻十四は1—29までの法華經靈驗譚）は、法華驗記をほぼ典拠としているが、そのうち特に巻十三は12 38 43の三話を除いた残りの四一話のすべてが法華驗記に依つてある。12 38 43の三話は出典未詳の説話である。また巻十四も法華經靈驗譚二九話のうち二二話が法華驗記にもとづいてある。なお残りの七話のうち、48 11 29は出典未詳、26 27 28は日本靈驗記を典拠	

さきに述べたが、更に詳細にみると、法華驗記のうちでも特に上・中巻に依存しているという事実がみだされる。このことを他の諸巻と比較しながら表示すると次のようになる。

この表によつても判るよう、卷十三は主に典拠を上中巻に求めてゐるといつてよいようである。法華驗記の上中巻は身分的には高僧・無名僧に関する説話を集めてゐるが、下巻においても始めの部分（81—93話）にはやはり高僧・無名僧譚をおいている。卷十三で法華驗記の下巻に典拠を求めた七話のうち三話が高僧・無名僧譚であり、残りは俗男譚一話・俗女譚二話・畜類などの諸譚一話となつてゐる。このことは、いいかえれば、卷十三は高僧・無名僧譚に中心をおいているということでもさる。なお、そのうちでも高僧譚を省き、無名僧譚を中心をおいている。もつとも法華驗記における高僧・無名僧譚と沙弥以下の諸譚との数における比（九三話対三六話）からいえばこのことは当然といえども高僧譚を省くのはいかえども高僧・無名僧譚のうち卷十三に収録されたものはほぼ四〇パーセント（37/93）、沙弥以下の諸譚のうち同様のものは十一パーセント強（4/36）という数字がでてみれば、あながち否定することもできないようである。

卷十四（1—29話の法華經靈驗譚）が法華驗記を主な典拠にしてゐるということは確かであるが、主に上中巻にもとづいているということは、前表からはでてこない。

数のうえからは、下巻にもとづくものがむしろ上中巻よりも増加するという結果にさえなつてゐる。そこで卷十四で法華驗記の下巻に典拠を求めた九話について一考してみると、それは法華驗記における無名僧譚が二話・俗男譚一話・俗女譚二話・畜類などの諸譚四話となつてゐる。この最後の四話は内容的には追善による悪趣解脱譚として統一することができ、卷十四の悪趣解脱譚に主題の一一致から特に卷十四に収録されたのではないかろうか。このように考えて、この四話を例外的に取扱つてはみるとして統一することができ、卷十四の悪趣解脱譚に主題のであるが、やはりしつくりしないものを感じず。再考するつもりではある。なお悪趣解脱譚として最後の四話を統一して扱つならば、その直前の「越中國立山女人」（124話）の説話をも追善による悪趣解脱譚としてその中に含めることができる。

いずれにしても、卷十三・十四の法華經靈驗譚は、概ね法華驗記の上中巻に依存して、今昔物語独自の主題のもとに説話を配列していくたということは認められることがある。

二、卷十五と日本往生極樂記

日本往生極樂記一巻は慶滋保胤の撰述で、序文によれ

の上からだけではいすれに拠つたとも定めがたいが、卷十四法華經靈驗譚の典拠からすれば、今昔物語は法華驗記によつてゐると考える方が妥当のようである。とすると、往生極樂記は、今昔物語に關しては卷十五とのみしか関係がないということになる。

卷十五の典拠は、五四話のうち往生極樂記によるもの三一話、法華驗記によるもの一一話、その他は典拠未詳である。このことから卷十五と往生極樂記との関係は密接なものであることが判る。この両者の緊密さは関連のある説話の数ばかりではなく、構成の点においても関係があるとみうけられる。

卷十五の構成を示すと次のようである。

俗女譚	37	36
俗男譚	33	36
沙弥譚	30	32
高僧譚	1	19
無名僧譚	20	28

なお細部においては年次性・身分性などを加味した配列のみうけられるところがある。

往生極樂記は今昔物語のその他の巻との関係については、わずかに「無空律師」（7話）が卷十四の1話と関連があるだけである。もつともこの説話は法華驗記上7もあり、両者はまったく同文である。したがつて語句

に極樂記をそのまま踏襲したものであるということがで

きる。

なお、卷十五はその構成において往生極楽記を骨子として編纂されたものではあるが、細部を検討するとやはり今昔物語独自の立場がみうけられるし、また思想的にも往生極楽記より進んでいる面がみうけられるが、それのことについて述べることは本稿の主旨から逸脱するので省略したい。

三、卷十三・十四の法華驗記にたいする

態度と卷十五の往生極楽記にたいする態度との比較

法華驗記三巻の構成は、上巻高僧・無名僧、中巻高僧・無名僧、下巻高僧・無名僧・沙弥・尼・俗男・俗女・畜類などの順序になつており、卷十三・十四はそのうち上中巻を主な典拠として、無名僧を中心とする法華經靈譚を構成した。

往生極楽記は、法華驗記のほん下巻の構成に相当する高僧・無名僧・沙弥・尼・俗男・俗女の順序に配列され、卷十五は、全面的に往生極楽記の構成によつているといふことができる。

この両者を比較して疑問に思われることは、卷十三・

このように典拠と今昔物語との関係は巻によつてかなり相違しているようであるが、このことに関して、次には、卷十六についてみてみようと思う。

四、卷十六考

始めに、卷十六の全説話を表示したい。

人名	地名	觀音名	典拠 靈譚 話題
1 行 善 (高麗)			
2 楼智直 (唐)			
3 判官代 周防			
4 貧 僧	丹後		
5 仏 師	丹波	周防三井寺觀音	
6 鷦鷯取男	薩摩	丹後成合寺觀音	
7 敦賀の女	越前	持仏の觀音	
8 郡司の女	大和	大和殖観寺觀音	
9 貢 女	京	奈良德積寺觀音	
10 武 女	奈良	奈良下毛野寺觀音	
11 和 泉	和泉	和泉珍努山寺觀音	

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
II	III	IV	V	VI	VII	VIII	VII	V	VI	VII	VIII	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	VII	V	VI	VII	VIII	II	III	IV	V	
C	C	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	C	C	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	
靈中	37	靈中	42	靈中	36	古41	宇87	古54	宇64	古53	法下84	法下113	法下85	古53	法下115	靈上17	靈上6	靈上6	靈上6	179	123	31	17	京	山城	藤陽	若き男	14 東 御 手代 人代

十四がなぜ法華驗記の上中巻を主な典拠とするのみで、下巻にあまり及ばなかつたのであろうか、ということである。典拠の構成をそのまま踏襲するということは、卷十五にみられるように、明らかに今昔物語編纂のさいの一方針になつており、卷十三も法華驗記の下巻を収録する限り、卷十五と同様に汎身分的な法華經靈譚を構成しうる可能性を含みながら、なおかつ上中巻を中心とした法華經靈譚を構成したことである。

このことについては、法華驗記下巻が卷十五・十六にかなり収録されていることから、それらを卷十三・十四の法華經靈譚の延長とみるという考えもでてくるが、これは卷十四の後半30~45話に至る一六話が法華經以外の諸經靈譚として一括されることから、法華經靈譚が中断されて無理であると思われる。

今昔物語が汎身分的な法華經靈譚を拒否して、無名僧中心の法華經靈譚を形成したということは、今昔物語編者の法華思想とも関連する問題であろうと思はれるが、今後、さらに考察したい。しかし、いずれにしても、卷十三・十四法華經靈譚の典拠にたいする態度と、卷十五の典拠にたいする態度とは大きな相違があるといふことは、注目すべきことであると思う。

長谷寺觀音	古 59	宇 131
清水寺觀音		
六角堂觀音		
清水寺觀音		
(筑前香椎明神)	法下	
（賀茂明神）	法中 70	116
唐招提寺觀音	古 57	宇 86
紀伊狹屋寺觀音	靈中 11	
清水寺觀音	E	D D B B A' B' B'
奈良	尾欠	
38 上田三郎		
37 青侍		
36 盜人		
35 連秀		
34 僧		
33 貧女		
32 生女		
31 貧女		
30 生女		
29 貧女		
28 侍京		
27 侍京		
26 侍京		
25 侍京		
24 侍京		
23 侍京		
22 侍京		
21 侍京		
20 侍京		
19 長谷寺觀音		
18 長谷寺觀音		
17 長谷寺觀音		
16 長谷寺觀音		
15 長谷寺觀音		
14 長谷寺觀音		
13 長谷寺觀音		
12 長谷寺觀音		
11 長谷寺觀音		
10 長谷寺觀音		
9 長谷寺觀音		
8 長谷寺觀音		
7 長谷寺觀音		
6 長谷寺觀音		
5 長谷寺觀音		
4 長谷寺觀音		
3 長谷寺觀音		
2 長谷寺觀音		
1 長谷寺觀音		

注、地名は観音の靈験のあつた所を示す。観音は特定のもののみその名称を記し、その他は空欄にしてある。典拠・類話は本論に関係のあるもののみを挙げた。なお「盜」は日本靈異記、「法」は法華驗記、「古」は古本説話集、「字」は宇治拾遺物語を示す。主題の説明は本文中に記してある。

卷十六は内容の点をざしあけば、説話配列の基準の余

清水寺観音六、長谷寺観音五、その他すべて一例ずつとなつていて、なお右の表に観音名の記してないのは、特定な観音の靈験を蒙つたのではない、一般的な観音信仰譚であることを示す。ところで、特定寺院の観音靈験譚で二例以上収録されている石山寺・清水寺・長谷寺の観音靈験譚は、それぞれ必ずしも連続して配列されているということはない。即ち、石山寺観音は18話と22話とにあり、清水寺観音は9 30 31 33 34 37、長谷寺観音は19 20 27 28 29にみられるのである。部分的には類聚的な意図も感じられるが、徹底したものではない。やはり靈験を現わした観音の種類も、分類や配列の基準になつたとは考えられないようである。

なお時代性については、右の表には示さなかつたが、四十話のうち時代を明記するものはわずかに八例にすぎず、配列の基準になつてているとは思われない。

以上に述べたことから、卷十六の説話の配列の明らかなる基準となるものはなにもないといえる。つまり、右の観点に立つ限り、卷十六は雑纂的な巻であるといわねばならない。

次に、説話の主題について検討してみたい。卷十六においても説話配列の基準のひとつに所謂二話一類様式の

りはつきりとしない、要するに雑纂的な巻といえるようだが、以下そのことについて概観してみたい。

はじめに説話主人公についてみると、卷十六では、卷十三と十五と比較して、在俗の者が圧倒的に多いということがあげられる。卷十六における僧沙弥は、1行善、4成合寺の貧僧、27弁宗、36蓮芳のわずか四人にすぎない。また身分的には19新羅国の后を例外とすると、2伊予国越智郡の大領の祖越智直、3周防国の大領代、8大和國敷下郡司の女、18近江国伊香の郡司、20大宰大式の子息、25大隅掾紀某の六例が地方官人階級とそれに関係のある者として注目される程度であり、残りは無名の僧沙弥と庶民によつて占められている。この点が僧沙弥を中心とした卷十三・十四とも、また高僧や貴族階級の者も収めた卷十五とも異なるところである。

説話の配列についてみると、地方の官人階級など身分的に上位のものが全般的にみて前半にあるようにみうけられるが、意識的なものかどうかわからない。

説話の地方性についても、28と37話までは京説話が連続するが(35話は例外)、全体的には地方性を基準とする配列意識はないといつてよい。

靈験を頼むした観音についてみると、石山寺観音二例、

あることは明らかなことであるが、ここでは概略的にはあるが、説話の主題による分類をしてみようと思う。分類の基準は、私なりに次に示すような五類八種に分類した。

A類は観音の靈験により苦境(死・病気・その他の窮状)

から救われるもので、

A 死を脱れるもの

A' 病気の平癒するもの

A'' その他の窮状を救われるもの

B類は観音の靈験により富貴・幸福となるものであり、

B 幸福になるもの

B' 富貴になるもの

C類は観音像自体の靈験譚

D類は米世において救済されるもの

E類は現開譚

これを基準として卷十六の四〇話を分類したのが前表における「主題」の欄である。この表から知られることは、卷十六の主題は主に苦境からの救済のA類と、致富幸福譚のB類で占められているということである。全体からみると、個々の主題は統一的に配列されているのではなく、同一の主題が繰返し現われてくるのであるが、

これは所謂二話一類様式の結果ではなくて、二話一類様式という大枠のなかで、主題の変化に乏しい説話群を配列するさいに、編者がせめても留意したことではなかろうか。しかし、これもまた明確な意図とはいきれないようである。なお坂井衡平氏は卷十六を観音靈験譚として、それを観音奇瑞譚（1~2話、11~40）と観音身代譚（3~10）とに細分しておられる（「今昔物語集の新研究」一六四頁）。いずれにしても主題の変化には乏しいようである。

要するに、卷十六は部分的には構成意図らしきもののみうけられるところもあるが、全体としては不明確であり、したがつて所謂二話一類様式による配列という点を除いては、雑纂的であるとしておいた方が、眞実に近いようである。

卷十六の構成が結局は雑纂的であるということは、右に述べたところであるが、次には、これはなにに起因するのであろうか、ということについて考えてみたい。このことは、今昔物語編纂の目的とか、編者自身の嗜好などともからんだ複雑な問題であつて、簡単に推測されるようなことではないかもしれない。そこでこのことを念

こには貴族は登場せず、平安庶民の生活感情がただよいそこに、卷十六をして庶民性を感じさせる原因があると思われる。

さて、右の典拠未詳の一九話の典拠としてはどのようにものを考えたらよいであろうか。これについては、卷十六の頃話に古本説話集・宇治拾遺物語があるが、それらと卷十六の明らかに典拠である日本靈異記・法華驗記との関係について考えてみたい。

卷十六で古本説話集に頃話をもつものは46 7 28 30 37の六話であり、また宇治拾遺物語に頃話をもつものは6 7 19 28 30 37の六話である。このうち6 7 28 30 37の五話は両者に共通している。これらと日本靈異記・法華驗記を典拠とするものと比較すると、まず日本靈異記を典拠とする一話はひとつも古本説話集や宇治拾遺物語と頃話関係にあるものはない。法華驗記を典拠とするもの九話についてみると、4が古本説話集と頃話関係にあり、6が古本説話集及び宇治拾遺物語と頃話関係にある。そこでこの4と4に関して、法華驗記・今昔物語・古本説話集・宇治拾遺物語の四説話集がそれぞれどのような頃話関係にあるかを見てみようと思う。始めに6について考

頭において、ここでは典拠関係の考察から雑纂性の起因を推定してみたいと思う。これはあくまでも起因のひとつであつて、全てでないことは注意していただきたい。

卷十六の典拠は、前表に示したように日本靈異記一一話、法華驗記八話、未詳一九話（30~40も未詳であるが、30は始めの部分があるだけであり、また40は欠文であるので、数には入れない）であると考えられる。このうち靈異記・法華驗記によるものはさしおき、典拠未詳説話の一九話について一考したい。一九話は次の通りである。4 7 9 15 17 18 19 20 21 22 24 28 29 30 31 32 33 34 37。

この一九話のうち、主要な觀音を拾つてみると、18 22は石山寺觀音、9 30 31 33 34 37は清水寺觀音、19 20 28 29は長谷寺觀音、32は六角堂觀音などである。これらの觀音は平安時代に貴賤の信仰をえた名刹であり、全部で一三話あり一九話の六八パーセントにも相当する。このような著名な大寺の觀音靈験譚は、日本靈異記下3を典拠とする長谷寺觀音靈験譚（27）の一例を除いてはすべて右の典拠未詳説話に含まれている。なお4 7 15 17 21 24の六話は平安時代の一般信仰とは関係のないものである。

このように卷十六の典拠未詳説話は主に清水寺・長谷寺などの著名な寺院の觀音靈験譚で占められており、そ

卷十六の6「陸奥國鷹取男、依觀音助存命語」は、次のような内容の説話である。

鷹の子を巣からとつて売り生活している男は、隣人に謀られて海に臨む断崖の中腹に置き去りにされてしまう。そこへ大きな毒蛇が現れて男を呑もうとしたので、男は蛇の頭へ刀を突き立てたところ意外にもそれに乗つて助ることができた。この男は熱心な觀音の信者で毎月十八日には精進して觀音經を読む習慣があつたので、十八日になつて怪をとりだしたところ経に刀がささつていたというのである。

法華驗記はまったくこれと同じ内容であり、明らかに今昔物語の典拠と考えることができるが、古本説話集は今昔物語と内容を異にする点がある。それは次のような点である。

(1) はるかな奥山でのできごと。

(2) 自らの過失で窮地に陥る。隣人登場せず、従者が家族に通報する。

(3) 大蛇は男の近くを通つても呑もうとするけはいがない。

そこで男は「ただこれにとりつきたらばのぼりなむかし」と考へて、蛇の背中に刀を突き立てる。

(4) 翌朝、経を読もうとして経にささつた刀を発見する。

男は観音経の持者で常に説誦していた。

なお宇治拾遺物語は古本説話集と同一の内容である。右に記したことから、鷹取男の説話には二系統あつたことが知られる。つまり法華驗記・今昔物語系統と古本説話集・宇治拾遺物語系統とある。二系統の内容的な差はかなり大きなもので、両者は窮屈的にはひとつの説話源であろうと思われるが、直接的には法華驗記と古本説話集との間には典拠関係があるとは考えられない。なお金沢文庫本観音利益集の同話は法華驗記系統と思われるが、今昔物語に比較してはるかに簡略化されると共に、「発心ヲ起シテ出家入道」したなどという二系統のどれにもみられない点もある。

卷十六の4は法華驗記84が出典であろうと推定されているが、欠文であるので断定できない。したがつて古本説話集の類話が法華驗記によつたかどうかは不明である。だが欠文の法華驗記が卷十六の出典であつたとしても、成合觀音の説話は広く民間に流布したものであつたらしく、その他諸寺略記・伊呂波字類抄・三国伝記などにもみられる。これより先行の成合觀音譚は必ずしも法華驗記ひとつと考へる必要はなく、この説話においても法華驗記と古本説話集との直接の典拠関係は疑問であると

こと、これが結局種々な説話集からの靈驗譚の雜叢的な蒐集に終らせたのではないか。つまり卷十六には決定的な編纂方針を示唆するような觀音靈驗集がなかつたということが、綱要において雜叢化した第一の原因ではないかと考えるのである。

觀音靈驗集は、觀音信仰の隆盛にともない、平安末期にはすでにあつたようである。扶桑略記に引用される西寺驗記とか、長谷寺靈驗記にしばしば引用される行仁上人記などは平安末期の觀音靈驗集と思はれるが、佚書があるので、卷十六と比較することはできない。しかし、いずれにしても、平安末期今昔物語成立の頃に觀音靈驗集があつたとしても、今昔物語はそれから大きな影響を受けているとは思われないのである。

五、本朝仏法部の成立について（一）

本朝仏法部の卷十三から卷十六に至る諸巻の成立について、それぞれの典拠と比較することにより考察したのであるが、これだけのことからいえることは、今昔物語の成立は巻によりかなり相違するということである。

卷十三・十四（巻十四については再考の余地もあるが）は典拠である法華驗記三巻のうち、上中巻を主な典拠としており、下巻にはあまり及んでいないが、このことは

しておきたい。

以上のことから、卷十六の説話は、典拠関係から日本靈異記系統・法華驗記系統・典拠未詳の系統（これをひとつとして統一できるか否かはここでは問題としない）の三系統に分けることができる。そして、この系統間に直接の影響関係はまつたくない。

要するに卷十六の典拠は次のよう整理することができる。

① 日本靈異記

② 法華驗記

③ 古本説話集・宇治拾遺物語の祖本と同一または同系統の説話集

なお、③については説話集があつたかどうかは不明である。諸寺の縁起などのように個々独立したものであつたかも知れない。

卷十六は雜纂的である。このことは先に述べたことであるが、これは要するに典拠の問題によるのではないか。卷十六の典拠は全体の半数以上を占めるものはひとつもない。典拠未詳説話も系統を推定しうるのみで、ひとつの出典によつているかどうか不明である。このよう絶対多数の説話を送りこんでいる先行説話集のない

法華驗記の上中巻が下巻と構成的にも相違した点があり、その異質性に注目した結果であろうと推定した。これに対して卷十五は往生極樂記を主要な典拠とし、構成などもそれに全面的に依存していると考えられる。卷十三・十四と卷十五は並びあう巻でありながら、両者の典拠に対する態度には大きな相違があるということができる。

また卷十六は、卷十三や卷十五のように主要な典拠をもたなかつたと推測したが、これは今昔物語綱要のころに觀音靈驗集があつたかどうかの問題ではなく、今昔物語編者が卷十六の編纂にさいし、骨子とすべき靈驗集を座右におかなかつたということがある。この主要な典拠をもたなかつたということが、卷十六が雜纂的となつた原因のひとつであると考へるのである。

なお卷十七の地藏菩薩靈驗譚は実睿真撰の地藏菩薩靈驗記によつていると考へられており、なにぶんにも本書は散佚しているために、たとえそれを和文化した靈驗記があるとはいえ、構成など詳細に両者を比較することはできない。ただ、卷十七地藏菩薩靈驗譚三二話のうちただ一話の例外を除いてすべて実睿真撰地藏菩薩靈驗記によつているということは、両者がいかに密接な関係にあるかということを示すものである。

要するに、卷十三より卷十六（卷十七も含めようと思えば、含めることができる）に至る諸卷は、卷により成立がかなり相違しているということである。

六、本朝仏法部の成立について（二）

今昔物語卷十一・十二は大きく前後に二分できるが、その前半は仏法伝来史話ともいうことのできる部分で、高僧中心の仏法伝来史譚・寺塔建立譚・法会創始譚の三部分から成っている。それに対して後半は、仏法流布隆盛史話としてまとめる事のできる部分で、諸仏靈驗譚・法華經靈驗譚・高僧靈驗譚の三部分から成っている。要するに卷十一・十二は仏法の伝来・流布・隆盛という主題のもとに構成された卷であるといふことができる。今昔物語編者はこの主題のもとに周到な計画を立てて説話を撰択配列していくらしいが、そのことは話の時代性とか地域性というようなことまでも考慮に入れた部分もみうけられ、説話配列のかなりすみすみにまで注意をはらつてゐる様子がうかがわることによつても知られる。ところがこのような緻密な説話編纂の態度は卷十三以後には必ずしも感することはできないようである。

卷十三・十四（1,29）の主題は、前にも記したが、

えてみれば当然のことであるようである。

卷十一・十二は仏教の伝来・流布・隆盛という主題のもとに、ほぼすみずみまで心のゆきとどいた説話配列をしているが、このことは、いいかえれば、卷十一・十二が今昔物語編者の独自性を強くうちだした卷であるといふことができる。つまり今昔物語編者の創意のもとに卷十一・十二は編纂された説であるが、そうすれば先行説話集などが構成などの面において他の卷にみられたほどに影響を与えることができないのは当然のことであろうと思う。事実、卷十一・十二において奥拠の明らかな説話は主に卷十二にみられるが、その典拠である日本靈異記・三宝絵も単なる説話の提供にとどまるだけで、構成にはなんの影響も与えていない。

ところが卷十三以後は卷十一・十二ほど緻密な構成がとられなくなつてくるが、そのかわりとして、それぞれの卷における主要な奥拠というものが登場してくる。つまり諸書を博摺して一巻を編纂するのではなくて、奥拠とすべき説話集を定めて、それにもとづき、いいかえれば、その範囲内でできるだけ一巻を編纂していこうとする態度が生じてくるのである。また主要な典拠のない卷では緻密な編纂方針がはじめからないために大雑把な、

雜算的な編纂に終つてしまふのである。

要するに本朝仏法部は、編者の編纂態度からみていくと、緻密な編纂方針のもとに編纂された卷十一・十二とその緻密さの弛んだ卷十三以後とに分けることができる。なお卷十九・二十についても一言すると、主要な奥拠がないという点において卷十六と同類であるし、主題のたてかたが大まかである点において卷十三以後の卷と共に通している。

今昔物語のようにならぬ編纂物になつてくると、はじめから終りまで編者の心的状態が常に一定に保たれいるということは常識的には考えがたい。やはり緊張した状態で編纂した卷もあれば、またリラックスした態度で編纂した卷の生じてくるのも当然といつてよい。そして本朝仏法部においては、はじめの卷十一・十二に緻密な編纂意識がみられ、それが卷十三以後においてリラックスするのも、うなづかれる心的過程である。またひとつこの巻を編纂する場合も、判で押したように同じ方法を用いるのではなく、巻に応じてそれぞれ異つた態度で奥拠に向つているのも、生きた人間のすることであれば、やはり当然のことであるようである。

注、「今昔物語集卷十一・十二考」その構想について

1 名古屋大学国語国文学一六号（昭和四〇年六月）

「今昔物語集卷十三・十四考」法華験記との関係について」同一三号（三八年一月）

「今昔物語集卷十五考（二）」日本往生極樂記との関係について」同一四号（昭和三九年四月）

（同朋大学講師）

正 法 眼 藏 の 語 集 (一)

田 島 梢 堂

一、はじめに

語彙研究の意義については、今さらとやかく言う必要もないほどである。およそ言語作品を理解するのに、語彙面からするアプローチが最も基本的かつ有効な接近方法の一つであることは疑いない。

これは正法眼藏に関しても例外ではない。

とかく字句の方面からの研究は軽視されがちであつたが、最近は、眼藏に対する認識もかわりつつあり、^{言葉}1の方からの解釈を施そうとする試みがなされてきている。私も、そういう研究の一端として、正法眼藏の若干の語彙について考究を述べてみたいと思う。このことが、そのまま眼藏の理解に直接しないにしても、この積み重ねが大切だと考える。

眼藏の語彙を大きくわければ、和語と字音語とに二分することができる。意味を理解する上からは、字音語の方に圧倒的に重大な問題があるが、和語彙についても放置できないものが若干存在する。また漢語十ス

というサ变动詞は、私の調査によれば、岩波文庫本に収められている中に約九千回使用されており、頻度にして約六十語に一つという非常に大きな率をもつて出ており、意味上、語法上、看過できないものをもつていて。これについては、別の機会に詳しく述べたい。

今ここでは、和語の中で何らかの問題を含む語、たとえば、意味不明瞭な語とか、誤解されそうな語とか、用例がまれであり、注意しなければならない語とか、特殊な意味かいをもつ語といつたものを選んで、考究を述べたいと思う。なお、これらの語彙は、正法眼藏においてのみ特に注意すべきものと、一般的にも注意しておくべきものとがある。したがつて、時にしばしば眼藏とは離れて、国語史的な方面についても述べることになると思ふ。

以下、数語についてみてみると、他の類例など搜索範囲が狭いため、見落しているものが多いと思う。大方のご教示を願う次第である。また、考え方などについてもご叱正を乞う次第である。